

| | |
|------------------|---|
| Title | 公的領域と政治 |
| Sub Title | The Public Sphere and Politics |
| Author | 萬田, 悦生(Manda, Etsuo) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1997 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.2 (1997. 2) ,p.71- 96 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 奈良和重教授退職記念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970228-0071 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公的領域と政治

萬 田 悦 生

- 一、公的領域論の登場
- 二、アレントの公的領域論
- 三、社会的なものと政治的なもの
- 四、テイラーの公的領域論
- 五、公的領域の意義

一、公的領域論の登場

「公的領域」に関する問題は、政治哲学が常に注意を向け、取り組んで行かなければならない事柄であるが、特に最近その必要性が増大しているように思われる。公的領域論を必要としている一つの要因は、共産主義体制の衰退である。共産主義の失敗は、市民社会と国家の在り方の問題を浮上させ、その基盤の上に公的領域論が要請されているとみることができるのである。

市民社会と国家の関係に関する議論はポーランド、旧東ドイツ、旧ユーゴスラビア、旧チェコスロバキア、ハ

ンガリーといった中・東欧諸国においては、こうした国々が共産主義体制を放棄する以前から活発に展開されるようになっていた。いうまでもなくこうした地域は、かつては市民社会の伝統を豊かに保持していたところである。しかし一党独裁体制はこのような伝統と両立し得ず、むしろそれを破壊し、消滅させるところに自らの存在理由を見出したかのように行動した。すなわち、政治権力と社会権力の区別も、公法と私法の相違も、あるいはまた国家公認の情報や宣伝と自由に流布する世論の違いもことごとく否定し去って、独立した権力中枢の形成を食い止めようとしたのであって、そこに一党独裁に基づく命令国家の特質を認めることができる⁽¹⁾。

このような状況を考えれば、共産主義の支配を拒否した社会が、私的あるいは社会的なものと、公的あるいは国家的なものを対置し、前者を後者の侵害から守ろうとする姿勢を顕著にみせることは、十分理解できることである。しかし問題はそれだけではすまないであろう。単に私的なものを公的なものから守るという姿勢だけではなく、私的なものを容易に侵害し得た、共産主義体制下での公的なものの在り方にこそ、問題の核心を求める観点も必要となろう。そうなると、公的なものをどのように組み立て、把握するかということが、極めて大きな意味を持つ問題として登場することになるのである。

公的領域論の展開を促すもう一つの要因は、「市民社会」の解釈そのものの変化に求めることができる。市民社会はこれまで私的領域として、すなわち自主的ではあっても利己的な個々人から成る集合体として捉えられてきた。従ってそこで主導的な地位を占めているのは、競争、所有、消極的自由といった原理であると考えられてきた。しかし市民社会には、そのような私的、個人的な側面と共に、個々人が国家の支配から離れて自主的に相互の意思伝達を行なおうとする提携的な側面も生じてきており、これが公的な側面として認識されるようになった⁽²⁾。

このような考え方に立てば、市民社会は国家や政治から離れた、いわば政治以前の領域ではあっても、なお公

的領域として理解できるものとなる。そしてこの領域を成り立たせている権利として、コミュニケーション、集会、及び結社の権利が注目されるようになった。こうした権利が「積極的自由の領域としての市民社会の公的、提携的な領域を構成し、その領域のなかで行為者は、共同の関心事となる問題を集団で討議し、協力して活動し、新しい権利を主張し、政治社会に対して（また潜在的には経済社会に対して）影響力を行使する⁽³⁾」ことになるのである。つまり市民社会のなかにあっても、人間は常に自己利益の推進にのみ専心するわけではなく、公的な社会全体の問題に関心を示すし、またそれを許容する制度が発達していることに注意が向けられているのである。

要するに公的領域の問題は、共産主義体制の衰退を究明するためにも、経済的自由主義体制の不足を補うためにも、今日取り組みを求められる問題になっているとみることができるといえる。本稿では、ハンナ・アレントの公的領域論と、ある意味ではそれと対極的なところに位置しているチャールズ・テイラーの公的領域論を取り上げ、公的領域の意味とそれが内包している問題点について考えてみたいと思う。

二、アレントの公的領域論

周知の通りアレントは、古代ギリシアのポリスをモデルにして公的領域論を構成した。そして政治を他の動物にはみられない、人間固有の現象として捉えようとする姿勢も、ギリシア的思考から継承している。アレントによれば、プラトンもアリストテレスも、人間が他者と結びついてしか生きられないことは知っていたが、それが単に生物学的な必要を満たす自然な結びつきである限り、そこには動物の生活との類似性は存在しても、人間に特有の生き方は認められないと考えていた。⁽¹⁾ 家族はいうまでもなく、そうした肉体的生存の必要を満たす場であり、従って公的領域とは対蹠的な私的領域として位置づけられた。ギリシア人の自己理解に従えば、説得よりも

暴力や命令によって人々を動かすのは、ポリスの外にある家庭生活や、アジアの未開な帝国でとられる統治方式の特色である⁽⁵⁾とみなされていた。そういうところでは、家長や支配者は、他に比類のない、専制的な権力を用いて支配したのである⁽⁵⁾。

しかしポリスでは、強制力や暴力を用いる政治以前の方式ではなく、全てのことを言葉と説得によって決定する政治的方式がとられなければならない、と考えられていた⁽⁶⁾。この方式の成り立つ場が公的領域である。この場において人間は、「言論」(speech)に基づく自由な「活動」(action)を展開し、対等な他者の間にあつて、個性を持ったユニークな存在として生きることが可能になるのである⁽⁷⁾。

公的領域がこのような活動と言論が展開される場であるとすれば、そこに参加する者はそれぞれ、自由に形成した、独自の見解を持つていることになる。アレントによれば、公的領域は、参加者全てが出会える共同の基盤ではあるが、決して一つの見解や考え方のみが提示される場所ではないのである。アレントの別の表現を用いると、公的領域とは他者を見、かつそのいうところを聴く場であると共に、自己が他者から見られ、かついうところを聴いてもらう場でもある。このような公的領域が重要なのは、物事が多様な側面から眺められることにより、出会える人達が多様性のなかの同一性を認識することになるからである⁽⁸⁾。しかしこのような共同の世界は、全ての人が「共通の性質」を持つことによつてもたらされたものではなく、多様な立場や物の見方にもかかわらず、全ての人が同一の対象に関心を持つことから生じているのである⁽⁹⁾。

アレントによれば、公的領域すなわち政治の世界に加わることにより、人は物事の共同の世界という媒介を通して、他者に関係づけられたり隔てられたりし、また生命それ自体よりもっと永続的な何かを達成する可能性を持つことになる⁽¹⁰⁾。あるいはまた「同等の者と交わり、共に行為し公的に姿を現わし、言葉と行ないによつてわれわれ自身を世界のうちに立ち現わせ、そのことによつてわれわれの人格のアイデンティティを獲得維持し、ま

「⁽¹¹⁾ ったく新しいことを始めること」になるのである。

このような公的領域と私的領域は、無関係なものでは勿論ない。アレントによれば、古代ギリシア・ローマにおいては、私的領域において自己の生活の必要を克服することが、自由人たることの前提条件とみなされていた。すなわち、私的領域において自然的な必要の強制を免れている人のみが、自分自身の生活を越えて、公的領域に入る自由を持つものとされた。⁽¹²⁾ 従って「私的なものを適切に確立し、保護することなしには、自由な公的領域はあり得ない」⁽¹³⁾ のであって、その意味では両者は密接に関連し合っていた。しかし同時に、両者は截然と区別される別個のものでもあった。

アレントの解釈によれば、このような状況に変化が生じてくるのは、近世に入ってからである。近世以後、厳密に言えば私的領域でも公的領域でもない「社会的領域」が登場し、それによって古代政治思想においては自明のこととされてきた、公的なものと私的なもの、あるいは共同の世界に結びついた行為と生命の維持に結びついた行為の区分がぼかされ、曖昧なものとなった。アレントは、その典型的な事例を「国民国家」の出現に求めている。アレントによれば、政治共同体を家庭のイメージで捉え、「巨大な国民的規模を持った家政の運営により、家庭の日常の出来事に対する配慮を行なう」⁽¹⁴⁾ ところに、国民国家の特質があるという。つまり古代政治思想のなかでは、互いに別個のものとして対蹠的な位置を与えられていた政治と家庭は、近世以後双方の分割線を見失い、家事が政治のなかに取り込まれることになるのである。

こうした局面において幅を利かせるようになるのは、政治学的思考ではなく、「国民経済」的な、あるいは「社会経済」的な考え方であり、その核心は「集団的な家政」にあるとアレントはいう。そして経済的に一体のものへと組織された家庭の集団が「社会」であり、その政治的な組織形態が nation に他ならないのである。アレントが指摘するように、ギリシア・ローマ時代にあつては、個の生命と種の存続にかかわる経済は、非政治的

な家事に属する事柄であった。ところがギリシア・ローマ時代であれば矛盾した用語となっていた「政治経済学」という言葉に、今日疑念は感じられなくなっており、アレントはそこに社会的なものの台頭を読み取っているのである。⁽¹⁵⁾

要するに社会の出現とは、家庭あるいは経済行為が公的領域へと進出し、以前は家庭という私的領域に関連していた家政の問題が、集団的関心事になったことを意味する。⁽¹⁶⁾そしてそうなる社会の成員は、単一の意見と単一の利害を持った、一個の巨大な家族の成員であるかのように振る舞うことを求められる。この共通の利害と単一の意見こそ、かつての家長が、家族の成員の分裂を防いで表示していたものであるとアレントはいう。⁽¹⁷⁾

さらにアレントは、社会がこのようなものであるとすれば、「活動」(behavior)は家庭で排除されていたように、社会でも排除されると説く。社会は各成員から一定の「行動」(behavior)を期待し、無数のルールによって成員を規格化し、自発的な活動や傑出した業績を排除しようとするのである。このような社会においては、自由な活動から成る政治は成立し得ない。アレントによれば、家族の統治が一人(one man)支配であったのに対し、こうした社会を統治するのに最もふさわしいのは、社会全体の経済的利害を背負った官僚の支配、すなわち無人(ego man)支配になるという。⁽¹⁸⁾周知の通り、社会の領域にこそ自由があり、従って社会に対する政治の不当な介入を除去することによって自由が守られるとみるのは、自由主義の正統思想といってもよい考え方である。しかしアレントはこれとは違って、社会的領域の拡大こそが自由を排除し、官僚支配を生み、政治を完全に行政に変えてしまう根本の要因になるとみているのである。

アレントは、政治が終るところに自由が始まると信じたり、自由の大きさは、非政治的な活動、つまり自由な経済、教育、宗教、文化活動がどれだけ許容されるかで決まると考えたりする現在の一般的な傾向に疑問を呈している。そのような思考の傾向が生じてきたのは、エピクテトスのように自由を人間の内面に求めたり、一七・

一八世紀の政治思想家のように、政治的自由を安全と同一視したためである。⁽¹⁹⁾ アレントは、このような伝統の圧倒的な重みを認識する一方で、私達が自由を真に確認し得るのは、心の暗がりのなかでも、生存を維持するための行動においてでもなく、自由な活動から成る政治においてである、という立場を貫こうとする。要するに「政治の存在理由レジステンデールは自由であり、自由が経験される場は行為にほかならない」という見解を、⁽²⁰⁾ 一般的な思考の趨勢に抗して守ろうとしているところに、アレントの公的領域論の特色があるということができよう。

アレントのこのような考え方は、アレントが政治に対して抱いている独特のイメージから生じていることは明らかである。前述のようにアレントは、「労働」並びに「仕事」と対比して、同等な他者の前で行なわれる自由な「活動」をあげ、この活動の現われとして政治を捉えた。要するに政治は、徹頭徹尾自由を表示したものでなければならぬのである。アレントの政治観が、通常のものとは大きく異なっているのはこの点である。アレントによればギリシア時代には、「支配と被支配、並びに私達が理解している意味での統治と権力にかかわる全ての考え方は、それらに伴って決められた秩序と同様、政治以前のものであり、公的領域よりもむしろ私的領域に属する」ものであった。そして私的領域に属する家庭が、不平等な人間関係に支えられていたのに対し、同等者のみから成り立つポリスは、自由を実現する場であった。従ってギリシア都市国家においては、「自由であるということは、生存の必要や他者の命令に服しないことと共に、自分自身が命令する立場に立たないことをも意味した。それは支配することも、またされることも意味しなかった」とアレントはいう。⁽²¹⁾

これがアレントが政治をみる根本の視点である。この視点からは、私達が通常政治と考えている立法と行政の段階は、政治から除外されることになる。あるいはマーガレット・カノヴァンの言葉を借りれば、統治、支配、実力、主権を政治から除外しているところに、アレントの見解の際立った側面があるということもできる。⁽²²⁾ そうなると政治は、国家意志の決定にかかわる「審議」の段階にしか認められなくなるであろう。審議を経て物事が決

定され、執行される段階では、政治は消滅していることになるのである。

要するにアレントにとっては、対等な人達の間で、互に「見られ聴かれる」公開性の下で、自由な審議、討論、対話を行なうのが政治であり、そのための場が公的領域であった。それではギリシア都市国家をモデルにして作られたこうした政治概念を、現代において展開する意義はどこにあるのであろうか。この問題を考える上で、カノヴァンの次の叙述は、貴重な示唆を含んでいるように思われる。

ハンナ・アレントは、政治が存在するために必要なのは、人びとが対等者として出会い、活動を開始できる公的空間だと考えている。そのような公的空間は永続的な制度によって定義できるが、完全に非公式に——最も劇的には革命に引きずりこまれた人びとの間に——生じ得る。もっと卑近な例をあげれば、空港設置に反対して家の門の上り段で示威運動をするために立ちあがった隣人達の間や、住宅建設に関する官庁の無為無策に憤慨して、事態を根本的に変えるために共に活動し始める人びととの間に生じ得る。つまりその可能性は無限にある。これらのいずれの場合でも、人びとを集まらせた個々の目的やきっかけがどのようなものであれ、巻き込まれた人びとはそれ自体共通の生活を持つ公的空間を構成していることに気づくのである。そのなかで彼らは支配者や臣民としてでなく、仲間の眼で評価された長所によってのみ相対的に自己の立場を知る対等者として参加しているのである。そのような公的空間は、どこからともなく予言し得ない形で現われ、まさに予言し得ない形で再び消え去っていく。⁽²³⁾

この指摘の重要性は、現代における公的領域が、議会とか内閣とか大統領といった政治制度の枠内でのみ成立するのではなく、その枠外でも広く出現し得るという考えを、アレントの議論から引き出しているところにある。このアレント解釈をさらに増幅していえば、革命や反政府活動だけではなく、例えば経営者の団体、労働組合の全国組織、大学の連合体といった諸機関が、内政、外交、教育等の問題について提言し、それが国民的な議論を誘発するとすれば、その時にも公的領域が成立しているとみることもできるであらう。このような考え方に照ら

してみると、共産主義とは、公的領域が政治制度の内においても外においても、成立することを抑止しようとした体制であったということが出来る。

尤も政治制度の枠外にある人や組織であっても、公的領域を形成し、それを担うことができるという見解は、アレントの理論に内包されている考え方であって、アレント自身が積極的に打ち出しているものではない。しかし先に述べたように、通常政治と呼ばれる審議、立法、行政の機能のうち、審議的機能のみ政治の名を与えるアレントの立場を前提にすれば、そこから右のような考え方を導出したとしても、そこに理論的な矛盾や不整合が生じているとは思われない。⁽²⁴⁾ このような捉え方をするので、アレントの公的領域論は、現代政治に適用できるものとして生きてくるのである。

三、社会的なものと政治的なもの

前述の通り、アレントの思想が自由主義の正統思想と最も異なっているのは、社会的領域の捉え方に関するところである。アレントにとっては nation とは、家政が集団的関心の対象となつたところに出現するものであり、従つて単一の意志と利害が強要され、自由が排除されている場であつた。これに対して自由主義にとっての nation とは、単に家政の必要を満たす場としてではなく、人間生活にとつて多面的な意味を持つた社会集団として捉えられる。例えば代表的な社会重視論者であるアーネスト・バーカーによれば、法的、宗教的、道徳的、経済的、教育的等々の様々な目的のために活動するのが nation であり、それが法的目的のために組織された場合に国家と呼ばれることになるのである。⁽²⁵⁾ そして法的な在り方以外の在り方をする nation は、任意 (voluntary) な結社の総体として捉えられる。任意な結社とは、任意で自発的な結合を行なうことで独自の発展を遂げ、可能な限り

独力で自らの目的を達成しようとする結社のことである。⁽²⁶⁾

このような捉え方をすると、アレントが政治的領域において認めたのとは違った意味での自由が、nationにおいて成立していることになる。アレントのいう自由は、対等な他者との間に、対話、討論、審議、批判を交わす自由のことである。これに対してパーカーが nation に認める自由とは、人が入りたい結社に入り、自己の追求したい目的を追求し行く自由である。大づかみにいえば、アレントの自由が対等な他者の存在を不可欠の前提にしているのに対し、パーカーの自由は必ずしもそれを前提にせず、人が自己自身の欲求、意志、判断に依拠できる状態を意味しているといえる。この後者の自由の正当性を認めない限り、自由主義は成立し得ないものになるのである。

次にパーカーとは相当色彩を異にしているけれども、やはり有力な社会重視論者であるフリードリッヒ・A・ハイエクの所論も検討してみることにしよう。ハイエクは、「社会的」とは何か——それは何を意味するのか」と題する論文において、「社会的市場経済」とか「社会的法治国家」という言い方から、「社会的良心」「社会的責任」「社会福祉」「社会政策」「社会立法」「社会的正義」といった表現に至るまで、「社会的」という言葉が多用されるようになってきている事実に着目する。ハイエクによれば、こうした傾向は、一九世紀の半ば頃、小規模の上流階級の人達が、共同社会で最大多数を占める最も貧しい人達の運命に責任を感じ、彼らの面倒をどうみるかという問題を、「社会問題」として公的討議の対象にしたことに始まる。そこから「社会」は、それを構成する個々人の願望とは違った、それ自身の願望を持つ実体として捉えられるようになった。また深い洞察と強い道徳的価値観を持っていると称する特定の個々人が、そうした社会的願望が何であるかを判断し、その見解を具現したものが「社会」であるとも考えられるようになった。⁽²⁷⁾

ハイエクのこのような見方は、「社会」の政治への侵入を指摘している点で、アレントの社会観と一脈通じる

ものを持っている。しかしハイエクに従えば、社会とは本来このように共同社会に対して外部から強制的に押しつけた構造を持つものではない。それは自生的 (spontaneous) に発展した人間関係の秩序を言い表わす言葉であり、国家による意図的な組織化とは区別されなければならないものである。例えば「社会的な力」とか「社会構造」といった言葉が示しているように、「社会的なもの」とは、「個人の意志が作り出したものではなく、無数の個々人と世代の偶発的な活動がもたらした予期し得ない結果」⁽²⁸⁾のことをいうのである。このいわゆる自生的秩序を成り立たせているものとしては、まず個々人の自由な活動がある。すなわち、共同の目的といったものは無関係に、各自の知識を用い、各自の目的に則して活動する個々人が存在しなくてはならない。⁽²⁹⁾さらにそうした個々人を導くルールも存在している。但しこのルールは、必ずしもそれに従う人が明確に認識することがないものである。「人は彼の活動を導く一切のルールを、言葉で叙述できる」という意味で知っているわけではない。⁽³⁰⁾とハイエクはいう。しかしこのルールにより、人は社会生活が可能になるような仕方で行動するように導かれるのである。

この自生的秩序のもたらしたものとして、ハイエクは道徳、宗教、法、言語、書き方、通貨、市場等をあげ⁽³¹⁾。しかしこうした人間にとつて不可欠なものは、明白な前提があつてそこから論理的に導き出されたものではない。ハイエクはこう述べる。「私達の活動が有効なのは、それが言葉で表現できる……知識にのみ、あるいはそうした知識に主として依拠しているからであるとは全くいえない。私達が意識的な目的を成功裏に追求する上で不可欠の条件となる社会制度は、多くの場合……習慣や慣行の結果である。そしてそうした習慣や慣行は、何らかの目的を考慮して発明されたり、遵守されたりしているわけではない。」⁽³²⁾

このようなハイエクの考え方によれば、社会にはアレントが説くのと違った意味での自由が存在していることになる。アレントが政治的領域に認めた自由とは、要するに他者と言葉を交わす自由であり、言葉を抜きにし

では考えられないものであった。これに對してハイエクが社会に認めたのは、習慣に例示されるように、必ずしも言葉によつて表現されない、人間の活動の自由であつた。言い換えれば、社会においては個々人は、各自の知識と目的に従つて自由に活動できるが、必ずしもそのことを他者に対して言葉で表現するように要請されているわけではないのである。また自生的秩序は、そうした個々人の自由な活動の集積として出来上がっているので、この秩序が成立している社会では、成員の一体化や規格化が強行されることもあり得ないのである。ハイエクは自生的秩序をもたらすルールを想定しているが、このルールも必要に応じて言葉で表現されることはあつても、常に必ず従う人が明確に認識できるというものではないのである。

こうしたハイエクの社会観を応用していえば、アレントの説くように政治的領域を構成しているのは活動と言葉であり、それらは人間の自由を表示したものであるとしても、そういう自由は、人間の必要としている自由のごく一部に過ぎない、ということもできるであろう。言葉を交わす自由の背後に、必ずしも言葉によつて表現されない、広大な活動の自由の領域が横たわっているのであつて、それを育んでいるのが、自生的秩序の下にある社会である。こう考えれば、政治的領域において、言葉によつて取り扱うことができる事柄は、社会において成り立っている広大な活動分野と比べると、狭く限定されたものであるともいえる。言葉は私達に必要な全てのことを表現し、規定し尽くすことはできない。そうであれば、社会において成り立っている、政治的領域のものとは別種の自由の正当性も認めなければならなくなるであろう。

それでは他者と言葉を交わし、討論し、審議する自由と、自己の知識と目的に従つて活動する自由とは、どちらが優先すべきものであろうか。前者が成り立つためにはまず後者がなければならぬ。前者は後者を当然の前提としているという意味で、後者の方が優先しているといわなくてはならない。このような捉え方をすれば、政治的領域における自由は自由の全てではないし、そのなかで最優先されるべきものでもないといふことができる。

社会を重視する自由主義の立場からは、社会的領域はアレントのいうように、生存の必要とか家計の維持といった経済的必要だけではなく、精神的、文化的な在り方を含む多面的な関心事が追求され、それに伴って多様な活動の自由が存在している領域である。そしてこの領域で展開している様々な関心事のうち、より意識的、一般的に言葉による取り扱いを必要とするもの、あるいはより精確な言葉による対処を必要とするものが公的関心事とみなされ、政治的領域のなかに取り込まれることになるのである。

社会的領域に既に活動の自由が成立していることを認め、それに正当性を付与する自由主義の立場では、必要ならばその自由を政治的領域において、より意識的、一般的に、あるいはより精確に実現しようとする考え方は、容易に受け入れられるものである。バーカーもハイエクもその点では変わりはないといえることができる。しかし社会的領域に自由を認めないアレントの立場では、社会的領域が台頭し、公的領域を占拠してしまった近代以後の状況は、あくまでも本筋からの逸脱として扱われなければならないものとなる。この公的なものと私的なもののかかわり方については、今日多くの自由主義者は、ジョン・デューイの次の提言を承認しているように思われる。デューイによれば、私的行為がそれを行なう人達を越えて広がり、「多くの第三者の福祉に影響を及ぼすことが認められる場合には、その行為は公的作用力を持つようになる」³³のである。公的なものと、私的あるいは社会的なもののかかわり方に関するこの柔軟な見方にこそ、自由主義の真髓があるといっても過言ではないであろう。このような見方が可能になるのは、私的行為に伴っている自由に対して、公的行為に伴っている自由に勝るとも劣らぬ価値を認めているからである。この自由主義の立場を貫きつつ公的領域論を組み立てようとするれば、自ずとアレントとは違った考え方が要請されざるを得なくなるのである。

四、テイラーの公的領域論

チャールズ・テイラーの公的領域論は、公的領域の問題を社会的なものに関連させながら論じている点で、アレントのものとは異なっている。テイラーの議論の特徴は、公的領域の基盤を市民社会に求めているところにある。テイラーによれば、市民社会の認識の仕方に関しては強弱二つの意味がある。弱い意味では、国家権力の保護の下にない自由な結社が存在するところでは、市民社会も存在していることになる。強い意味では、社会全体がそうした自由な結社を通して自らを組織化し、その活動を調整し得るところに、市民社会があるということが出来る。さらにこの後者の意味を補足していえば、そうした結社の集合体が、国家の政策の方向を重要な点で決定したり、変更したりすることができる場合にも、市民社会が出現しているとみることが出来る。テイラーはこの強い意味での市民社会が、公的領域という考え方に道を開くことになるという⁽³⁴⁾。

それではこの公的という言葉は何を意味するのか。テイラーによれば、それは共同の関心事として共同で承認されているものを指す言葉である。従ってまた社会全体にとって重要な事柄を指したり、社会が集団として結合し、活動する際の方式、制度、場所を意味したりするのが公的という言葉である⁽³⁵⁾。そう解すれば、社会の政治的な構造、すなわち執行機関、立法権力のありか、あるいはそうした組織が必要とする一切の集合場所といったものは、公的な性質を持つものであり、公的空間と呼び得るものであるとテイラーはいう⁽³⁶⁾。

しかしこのような意味での公的空間であれば、ギリシア時代に既に存在していたことは明らかである。テイラーが強調するのは、一八世紀に入り、旧来の公的空間の意味が大きく変化したことである。変化を生んだ要因は、教育のある階層の間に新聞や本が流布するようになったこと、サロンやコーヒーハウスや政治集会の場で、人的な交流が行なわれるようになったこと等であり、こうしたことを通して、「公的」と呼ぶに値する意見、

すなわち世論が形成されることになった。テイラーによればこの世論は、思考の産物である点でも、討論によって生み出されている点でも、さらにまた受動的に吹き込まれたのではなく、能動的に作られた合意を反映している点でも、例えばプラトンのいう臆見 (doxa) とは異なったものである。⁽³⁷⁾

このように公的なものへの関心が、政治機構という公的空間の外側で形成されるようになってきているところに、テイラーは新たな公的領域の意義を見出している。今日のマス・コミュニケーションや情報技術の発達は、そうした傾向を一層促進していることはいうまでもない。テイラーが注目するのは、人々が政治組織の外側で、一体性や目的やあるいは意志をさえ持つことが可能になっているということである。しかも政治組織外で作られた政治以前の統一を、政治組織は尊重し、それに奉仕しなければならなくなっているとテイラーはいう。⁽³⁸⁾そしてさらにこう述べる。「公的領域の行なうことは、社会が権力の外にある理性的な議論により、また政治的領域の仲介なしに、共同の考え (common mind) に到達することを可能にすることである。そうではあってもその共同の考えは、権力にとって規範となるものである。⁽³⁹⁾」

テイラーによれば近代西欧の自由社会では、公的領域は市場と共に、政治権力の外部にあって政治権力を監視したり、抑制したりする役割を演じてきた。テイラーが、古代の公的領域と現代のそれとの間に認める決定的な相違はここにある。古代国家においては、公的領域での討論とは、決定作成の権能のある集団 (例えばギリシア都市国家におけるアゴラやエクレスシアにおける集会等) の内部で展開され、そこで結論に達する議論のことであり、その外部で行なわれる、いわば「非公式的」な討論には独自の地位が認められることはなかった。⁽⁴⁰⁾ この政治機構の外部で展開される非公式的な討論に対して、大きな重要性を与えたのが、近代以後の自由社会の特色であったとテイラーはいう。そしてさらに近代の公的領域についてこう述べる。「それは自覚的に権力の外部にあるものとみなされる討論空間である。その討論は権力の座にある者によって傾聴されることになっているが、公的領域

それ自体が権力を行使するわけではない。⁽⁴¹⁾ こうしてテイラーが、公的領域の成立範囲を明確に政治機構の外部に設定しているところに、アレントとの大きな相違点が現われている。

さらにテイラーが着目しているのは、この新たな公的領域では、直接会ったことのない人達の間で世論が形成されるということである。「決して顔を合わせたことのない人達が、討論に従事しかつ共同の考えに到達し得るということをも、自分達自身で理解している」⁽⁴²⁾ ところに、古代の公的領域との違いがあるのである。テイラーによれば、人々がたまたま同じ物事に関心を寄せているというのではなくて、共同の対象や目的に共に注意を向けしており、またそのことへの理解が共通に得られているのが現代の公的領域である。このように焦点が複合的というよりも共同であるという意味で、この領域を「共同の空間」(common space)とも呼ぶことができる。テイラーは⁽⁴³⁾、さらに、一八世紀には公的領域を形成していたのは、教養のある少数者だけであったが、現代の公的領域は、潜在的には全ての人を討論に従事させる場となっているということも強調している。この共同の考えは、単に人々がたまたま抱えている物の見方を寄せ集めたものではなくて、批判的な討論から生じた、人々の思考を反映した見解であるが故に、規範としての地位を占め、政府も聴従せざるを得ないものになるともテイラーは説⁽⁴⁴⁾いている。

以上のようなテイラーの公的領域論でまず目につくのは、「公的なもの」の捉え方が必ずしも明確ではないことである。既に述べたようにテイラーは、一方において立法機関と執行機関を含んだ政治機構を公的空間と呼びながら、他方において一八世紀以来発達した政治機構外の討論空間を公的領域と名づけ、この領域それ自体が権力を行使するわけではないが、ここで作られた意見は政治制度によって傾聴される規範になるといつている。従ってテイラーの議論のなかには、政治機構の内部に成立する公的なものと、その外部に成立する公的なものの二種類が併存していることになる。テイラーの説くところからは、この二つがどのように関連しているのかという

ことが明らかにされていないのである。

公的なものとは、これもテイラーの述べるところによれば、社会全体にとって重要なものことという。そうであるなら、まさにそういう公的なものを作り、維持し、発展させることを固有の任務とし、従ってそのことに関して国民に責任を負っているのは政治機構の方であつて、いわゆる公的領域の方ではないはずである。またテイラーは、重要な事柄に関して共同の考えに到達するための討論に、潜在的には全ての人を従事させる場となっているのが公的領域であると説いているが、そうした討論に専心すべく選出された一定の人達を有しているのが政治機構である。政治機構の外の公的領域にいかにも多くの人達が加わり、討論を深めても、それは固有の任務として遂行されるものではなく、従って国民に責任を負うものではないことはいうまでもない。

公的領域論を展開する前の論述では、テイラーは、政治機構における共同の審議を私達が自由を享受する上で不可欠のものとして重視している。テイラーはいう。「もしも自由の実現が、部分的には私達が住んでいる社会と文化に依存しているとすれば、私達がこの社会と文化の型の決定に役立ち得る時、私達はより完全な自由を行使していることになる。そしてこのことは、共同の決定という方式を通してのみ行なうことができるのである。」さらにテイラーは、社会全体によってのみ効果的に決定できる問題とか、私達の生活に枠組みを設定する問題が審議される際には、それが政治的に行なわれてのみ真実のものになり得るといふことも強調している。⁽⁴⁵⁾

このテイラーの主張をもとに考えてみると、公的なものの中心には、社会全体の立場を踏まえて共同の決定を下す政治機構を置かなければならなくなる。公的領域というのは、この共同の決定に私達が役立ち得る一方式として、従つてまた自由の行使を実感し得る場として存在していることになる。政治機構の意志決定を導くための審議が、単に議会でのみ行なわれるのではなく、議会外の公的領域でも行なわれ、多面化されるようになるということは、テイラーの議論に従えば、私達が自由を実感し得る機会が増大することを意味している。公的領域は、

公的なもの中心には位置づけられないけれども、自由に形成された民意を吸収し、それを世論として政治機構に投入するという重要な役割を担っているのである。

次にテイラーのいう公的領域の概念についてさらに細かく検討してみることにしよう。現代ではこれは、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等を通して、互いに顔を合わせたことのない人達が、意識的、自覚的に作り出している討論の場である。この討論空間は、共同の討論の対象を持ち、潜在的には全ての人を討論の参加者に行っているけれども、自らは権力を行使しないものと考えられている点で、テイラーの公的領域論にはアレントのものとの類似性が認められる。両者が大きく異なっているのは、テイラーの公的領域が、「共同の考え」を形成する場とみなされている点である。しかし参加者も一定せず、物事の決定も執りもされない公的領域で、一体どのような「共同の考え」が生み出されるのか。この具体的な説明もテイラーの議論ではなされていない。

アレントにとつては公的領域とは、参加者に対して一つの見解のみが提示される場ではなく、同一の対象を共に論じることを通して、他者とのつながりと同時に隔たりをも認識させる場であった。テイラーも、公的領域では参加者は、共同の対象に注意を向けているという理解を共通に持っているといいつながら、そこから出てくるのは共同の考えであると説くのである。アレントの立場に立ってみると、討論空間の作り出す共通性とは、同一の討論対象を共有しているという意識のことである。それを越えて、対象をどうみるかという問題になると、参加者はそれぞれ、他者との間に遠近様々な距離感を持っているので、同一性を確認することは困難になるのである。決定も執行もしない純粹な討論空間というものを考える限り、そしてまた人間の多様性ということを前提にする限り、このような捉え方をすることが正確であると思われる。

ここから、対象の見方に関する共同の考えを作り出すためには、共同の意志を決定し、執行する権限を行使して、討論に終止符を打つことが必要になる。しかしそのような権限は、政治機構のみが行使し得るものであるこ

とはいうまでもない。こうみてくると、公的領域に期待される役割は、共有されている対象が何であり、問題がどこにあるかということ、討論を通して明確な姿で浮かび上がらせるところにあるといえる。最初は漠としていた対象や問題点が、公的領域での討論を経るうちに、次第にはっきりとした像を結ぶということはあり得ることである。しかし討論によって共同の考えを作ろうとする限り、公的領域での討論は政治機構に引き継がれ、そこで内容的な共同性を与えられなくてはならない。公的領域のみで完全な共同の考えを作ることとは不可能なのであって、そこにも政治機構を公的なものの中に置かなければならない理由がある。

五、公的領域の意義

前述の通りアレントは、政治のイメージを「活動」に求めていた。テイラーは自己の依拠する政治のイメージについて特に語っているわけではないが、アレントとは違って、政治のなかに立法と執行を含める見方をとっていることを考えれば、テイラーが踏まえているのは、多くの政治理論が伝統的に依拠してきたイメージであるといえる。つまり、政治機構あるいは政治体を自己決定能力のある人間に見立て、立法権を意志決定に、執行権を決められたことを実行する力になぞらえようとするものである。⁽⁴⁶⁾

テイラーの政治のイメージは、その骨格をみれば、政治理論の伝統の枠のなかにあるものであるが、政治機構の外部に公的領域を認める考え方は、「公的なもの」に関する伝統的な見方とは趣を異にしている。伝統的な見方に従えば、立法、行政といった統治機構を中心にして、裁判所、警察、軍隊、国営企業、社会保障システム等を含む一群の制度を国家と呼び、「こうした制度は、共同社会の生活の集団的組織化に関して責任を負っている」という意味で、従ってその資金は公衆の出費、すなわち課税で賄われるという意味で「公的なもの」とみなさ

れ」たのである。⁽⁴⁷⁾

テイラーはこのように、「公的なもの」を統治の諸制度とのみ結びつける考え方から離れ、統治機構の外にありながら「社会全体」のために交わされる討論の場にも「公的」の名を付しているのである。勿論この討論にかかわる人達は、共同生活の集団的組織化に責任を負っているわけではなく、ただ公的なことに関心を寄せているだけである。そうではあっても、テイラーの公的領域論に重要な意味が認められるのは、このような考え方をすることで、統治機構の外部にある人であっても、常に私的利益や自己の属する集団の利益のみを追い求めるのではなく、意識的に社会全体の立場に立つことができる、という事実が浮かび上がってくるからである。「公的なもの」をテイラーは統治の外部にも認め、アレントは外部にのみ認めたという違いはあっても、両者共に、私的利益追求を越える可能性を人間が持っている点では同じである。

テイラーのように、公的領域という概念を設定して「公的なもの」の意味を拡大し、討論審議を多面化する試みは、近代政治理論の補強にも役立つ面を持っている。近代政治理論の特徴の一つは、人間事象を政治的なものと私的あるいは社会的なものに二分するところにある。前者は、政治権力により一律一樣的取り扱いを及ぼされる面をいい、後者は、私的、集团的利益が自由に追求されている局面を指す。そして公的関心事というのは、生来私的利益にのみ関心を持つ人間に、政治権力によって強制的に一定の方向を与えることによって生じるものと考えられる。ここに公的領域の概念を導入することは、このような二分法では把握し切れない人間の側面に光を当てることを意味する。すなわち、政治権力の外にあっても、私的あるいは集团的利益にのみ縛られるのではなく、公的関心事も自由に追求しようとする人間の性向を、明確に認定することを意味しているのである。

政治を自己決定能力のある人間の自己実現になぞらえたとすれば、公的領域の果たす役割は、意志決定を適切に行なうために、広く情報を吸収しようとするところにあるともいえる。テイラーの公的領域論は、政治体の情

報収集能力を拡大し、強化するための理論とみることもできるであろう。収集された情報は統合され、意志決定のために役立てられなければならないが、そうした機能を果たすのが政治機構である。民主政治の観点からいえば、民意を吸収し、抽出する側面と、抽出された民意をもとに、責任を持って国家意志を形成し、執行する側面は共になくてはならないものである。公的領域の考え方は、民主政治の前者の側面を表わすものであるが、この側面が実効的なものになり得るためには後者の側面、すなわち責任ある政府の確立が不可欠となる。政治を人間の自己実現に見立てる立場に立てば、「公的領域」と「責任ある政府」は、密接に関連し合ったものとして捉えられなければならないのである。

自己実現という視角からみれば、公的領域とは、討論によって政治体の自己実現の方途を見出そうとするものである。しかし討論あるいは言葉によって、どの程度の事柄を取り扱うことができるのかという問題は、公的領域と政治機構での討論の際に、常に意識されていなければならないものである。テイラーのいう共同の考えを、人々が共通に承認を与えているものの意に解するなら、そういう考えが、公的領域での討論によってのみ形成されたものでないことは直ちに明らかになる。確かに自由社会には、テイラーがいうように、政治権力の外部で成立しながら、政治権力の規範になったり、政治権力を監視、抑制したりする共同の考えが多数存在しており、それが自由社会の特徴にもなっていることは疑いを入れない。しかしそうした考えの多くは、公的領域での自覚的な討論によるよりも、むしろ人々の自由な取捨選択の集積として自生的に生じたものとみることができ。例えばハイエクのあげている、道徳、宗教、習慣などは、そのようにして生じたものとみることが適切である。つまり共同の考えの多くは、ハイエクのいう *rule-following animal*⁽¹⁸⁾ としての人間が、あえて討論に訴えなくても、様々な状況に適應して行くなかで、自ずと発展させてきたものである。

人間の生み出す秩序を大別すると、一つはハイエクのいう自生的秩序と、もう一つは討論によって形成される

いわば自覚的秩序に分けられるであろう。前者は政治権力の外部で形成される秩序である。これに対して後者は、テイラーのいう公的領域と、立法権と執行権を持つ政治機構によって作られる秩序である。このなかで公的領域の果たし得る役割は、先の分析で示した通り、政治機構で審議すべき対象と問題点を提示することである。この提示を参照しながら、審議し、決定し、執行して具体的な秩序を作り出すのは政治機構である。つまり、公的領域を秩序形成作用全体のなかに置いてみると、その役割はかなり限られたものであることが明らかになるのである。

テイラーは、公的領域を認識できる根拠として、「社会が政府の介入なしに活動したり、ある状態を生み出したり、維持したりする」ところにみられるように、「社会が全体として国家の領域の外側で作動できる」という事実をあげている。しかしこのような事実によって包摂できるのは公的領域だけではない。むしろ自生的秩序の方が、よりよくこの事実に適応できるといってもよいほどである。だがこのようにいうことは、公的領域の持つ意味を低く評価するためではない。前述の通り公的領域論は、近代政治理論の足りない点を補い、重視しなかった点に光を当てるという重要な役割を果たしている。ただそうではあっても、公的領域で言葉により、討論を通してなし得ることには限度があるということは、認識しておく必要のあることである。政治権力の外で形成される共同の考えは、公的領域による独占を決して許さないものである。

同様のことは「自由」の問題についても指摘することができる。公的領域とは、言葉によって自由に物事を構成しようとする世界である。これに対して自生的秩序を支えているのは、必ずしも言葉によらない自由な人間活動である。アダム・ファーンガソンの表現によれば、「人間の活動の結果であるが、人間の設計の結果ではない」(the results of human action but not of human design)⁽⁵⁰⁾ものとして存在しているのが自生的秩序である。このような立場からみれば、人間の恣意的設計は自由に対する最大の脅威となる。従って公的領域における自由な討論

が恣意的設計に陥り、自生的秩序を侵害するという事態は、何としても避けなければならないものとなる。公的領域における自由な設計は必要であり、重要でもあるが、自ずと限界も持っているのである。共に政治権力の外にある公的領域も自生的秩序も、政治体の自己実現にとっては必要なものである。従って公的領域が存続して行くためには、自生的秩序との共存を図ることが不可欠になるのである。

- (1) John Keane (ed.), *Civil Society and the State* (Verso, London, 1988), p. 2.
- (2) Jean L. Cohen and Andrew Arato, *Civil Society and Political Theory* (The MIT Press, Cambridge, Massachusetts, 1992), p. 22.
- (3) *Ibid.*, p. 23.
- (4) Hannah Arendt, *The Human Condition* (The University of Chicago Press, Chicago, 1989), p. 24.
- (5) *Ibid.*, pp. 26-27.
- (6) *Ibid.*, p. 26.
- (7) *Ibid.*, p. 178. アレントは本書で、生存の必要を満たすための「労働」(labor)‘使用を目的とした物の生産にあたる「仕事」(work)‘並びに同等な他者の前で行なわれる自由な「活動」(action)を区別し、政治を活動と関連させて捉えてくる。
- (8) *Ibid.*, p. 57.
- (9) *Ibid.*, pp. 57-58.
- (10) *Ibid.*, p. 58.
- (11) ハンナ・アレント著、引田隆也、齋藤純一訳『過去と未来の間』(みすず書房、一九九六年)、三五九〜三六〇頁。尚「行為し」と訳されている箇所は、本稿の表現に従えば「活動し」となる。
- (12) Arendt, op. cit., p. 65.
- (13) *Ibid.*, p. 66.
- (14) *Ibid.*, p. 28.

- (15) *Ibid.*, pp. 28-29.
- (16) *Ibid.*, p. 33.
- (17) *Ibid.*, pp. 39-40.
- (18) *Ibid.*, p. 40.
- (19) アーレント、邦訳前掲書、二〇一〜二〇二頁。
- (20) 同書、一九七頁。「行為」という訳語は、本稿の表現では「活動」となる。
- (21) Arendt, op. cit., p. 32.
- (22) マーガレット・カノヴァン著、寺島俊穂訳『ハンナ・アーレントの政治思想』（未来社、一九八一年）、一一七頁。
- (23) 同書、一一七〜一一八頁。
- (24) 但しCohenとAratoは、権利の基盤に関するアーレントの首尾一貫しない見方を取り上げ、アーレントには「集会の権利は市民的なものでも政治的なものでもあり、また私的なものでも公的なものである」という考え方がないという。従って、公的なものと私的なものを仲介する可能性も、アーレントの著述には欠如していると述べている。Cohen and Arato, op. cit., p. 198. 確かにアーレントには、私的なものと公的なものを連続したものとして捉える視点はない。そしてこれが、後述のジョン・デューイ等に見られる自由主義的な見解との大きな相違点である。
- (25) Ernest Barker, *Principles of Social and Political Theory* (Oxford University Press, London, 1961) pp. 42-43.
- (26) *Ibid.*, p. 4.
- (27) F. A. Hayek, *Studies in Philosophy, Politics and Economics* (Routledge & Kegan Paul, London, 1967), pp. 239, 242, 243.
- (28) *Ibid.*, p. 241.
- (29) F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty* (Routledge & Kegan Paul, London, 1982), vol. 1, p. 50.
- (30) *Ibid.*, p. 43.
- (31) *Ibid.*, p. 10.
- (32) *Ibid.*, p. 11.

- (33) ション・デュイイ著、阿部斉訳『現代政治の基礎——公衆とその諸問題』（みすず書房、一九六九年）、一六頁。
- (34) Charles Taylor, *Philosophical Arguments* (Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1995), p. 208.
- (35) *Ibid.*, pp. 216-217.
- (36) *Ibid.*, p. 217.
- (37) *Ibid.*, pp. 217, 260-261.
- (38) *Ibid.*, p. 219.
- (39) *Ibid.*, p. 266.
- (40) *Ibid.*, p. 264.
- (41) *Ibid.*, p. 264-265.
- (42) *Ibid.*, p. 262.
- (43) *Ibid.*, p. 262.
- (44) *Ibid.*, p. 263.
- (45) Charles Taylor, *Philosophy and The Human Sciences* (Cambridge University Press, Cambridge, 1993), p. 208.
- (46) この代表的な例としては、ルソーの次の叙述をあげることができる。「どんな自由な行為にも、それを生み出すために協力する二つの原因がある。一つは精神的原因、すなわち、行為をしようと決める意志であり、他は物理的原因、すなわち、この行為を実行する力である。わたしが、ある目的物にむかつて歩くときには、第一に、わたしが、そこへ行こうと欲すること、第二に、わたしの足が、わたしをそこへ運ぶこと、が必要である。……政治体にもこれと同じ原動力がある。そこにも同じく力と意志とが区別される。後者は『立法権』とよばれ、前者は『執行権』とよばれる。この二つの協力なしには、何もできないし、また何もしてはならない。」桑原武夫、前川貞次郎訳『社会契約論』（岩波文庫、一九九五年）、八三〜八四頁。
- (47) Andrew Heywood, *Political Ideas and Concepts* (Macmillan, London, 1994), pp. 20-21.
- (48) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, vol. 1, p. 11.

- (49) Taylor, *Philosophical Arguments*, p. 259.
- (50) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, vol. 1, p. 20.